

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー養成講習会受講者選考基準

当協会公認アスレティックトレーナー（以下「JSP0-AT」という）養成講習会の受講者選考は、当協会指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会において、以下のとおり選考基準を設けています。つきましては、下記事項をご留意の上、受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

1. 受講者選考基準について

受講希望者経歴書に基づき下記の要点で選考しますので、未記入または記入内容が著しく乏しい場合は、推薦団体に確認することなく無条件で選考対象外としますのでご注意ください。

(1) これまでのトレーナーとしてのスポーツ現場における活動実績

●対象となる活動

以下5つの観点を対象とします。

- 1) スポーツ活動中の外傷・障害予防
- 2) コンディショニング
- 3) リコンディショニング
- 4) スポーツ現場における安全と健康管理
- 5) 医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応

なお、それぞれの観点の概要は以下の通りです。

スポーツ活動中の外傷・障害予防	スポーツにおける外傷・障害の発生頻度や重症度を減らす対策を行う活動
コンディショニング	競技のレベルに関わらず、アスリートやチームがベストパフォーマンスを発揮するために目標とするコンディションと現在のコンディションとの間の差をより望ましい状態に向けて最小化するための過程のこと
リコンディショニング	何らかの原因によって低下した身体機能、体力・運動能力、体調を、望ましい状態に戻すための働きかけのこと。対象者の身体レベルを望ましい状態に向上させるための働きかけをも包括するもの
安全管理	スポーツに内在する危険を受容可能なレベルまで極小化し、良い状態（被害を最小限にするために適切に対処された状態）を保つようマネジメントする取り組み
健康管理	スポーツ活動を安全に行うことを目的とし、身体的、精神的、社会的に良い状態を保つよう管理すること
救急対応	スポーツにおける外傷・障害・事故を防ぐための啓発活動や体制構築、スポーツにおける外傷・障害・事故が発生した際の医療従事者に引き継ぐまでの救急処置までを含めた一連の対応

●目安となる活動時間

養成講習会参加にあたっては、カリキュラムの一部である「現場実習」が免除されます。このため、現場実習で本来学習すべき内容・時間数(過去4年間で累計180時間を目安とする)に相当する実績があるか、確認を行います。

※トレーナーとしての実績とはみなさない例

自身がどのような立場・資格に基づいて活動をされているかご確認ください。特に医療系国家資格に基づき行われる医行為、医療類似行為はトレーナーとしての実績には認められません。

例) 施術所でスポーツ選手の外傷治療を行っている。

(2) これまでにスポーツ関係機関・団体等と連携した実績

JSP0-AT 資格取得にあたっては受講者受入方針を「スポーツ関係機関・団体等と連携して、スポーツをする人の安全と安心を確保し、パフォーマンスの回復や向上を支援する意欲がある者を受け入れる」として定めております。

このため、これまで特に推薦団体を始めとする、スポーツ関係機関・団体と連携した活動をしてきたか確認を行います。

※スポーツ関係機関・団体とは独立行政法人や日本スポーツ協会加盟・準加盟・関係団体、日本スポーツ協会加盟・準加盟・関係団体に関する機関・団体とします。

(3) 常に学び続ける意欲があり、スポーツに関する知識及び高い倫理観を有しているか

JSP0-AT を始めとする日本スポーツ協会公認スポーツ指導者には「スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードの考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献こと」が求められることから、これまでの自己研鑽の実績を確認します。

1) 保有資格

2) 学術集会や研修会への参加実績(過去4年間の参加実績を対象とします)

3) 過去の JSP0-AT 養成講習会受講状況

(4) 受講動機、今後の活動予定

上記(3)に記載の観点を受講動機、今後の活動予定から確認します。また、JSP0-AT として活動できる内容が正しく理解されているかも併せて確認を行います。

(5) 今後のスポーツ関係機関・団体等の関わり

上記(2)に記載の観点在今后の活動予定や推薦団体が記載する推薦書の内容から確認します。

2. 留意事項

推薦にあたっては、JSP0-AT に求められる役割・資質等についてふさわしい人物を、推薦団体内のスポーツ医・科学委員会やトレーナー部会、都道府県トレーナー協議会またはそれに類する組織等において決定してください。または、それらの組織の意見を十分に聴取した上で推薦者を決定し、公平性ならびに透明性が保たれるようご注意ください。